

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、「経営理念」及び「企業行動基準」に基づき、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることを目的に、経営の健全性、透明性、効率性、迅速性を根幹に、株主様、お客様をはじめ取引先、地域社会及び従業員等の全てのステークホルダーとの良好な関係を維持・構築し、その実現のために、取締役会及び監査役会を軸としてコーポレートガバナンスの充実を図ってまいります。

なお、当社は、東京証券取引所が規定する「コーポレートガバナンス・コード」につきましては、積極的に取り組んでまいります。

#### 〈経営理念〉

「1本の釘・ネジで、ものどもの、人と人をつなぎ、豊かな社会づくりに貢献します。」

#### 〈経営方針〉

アマテイグループは、釘・ネジの専門メーカーとして、「1本の釘・ネジで、ものどもの、人と人をつなぎ、豊かな社会づくりに貢献します」を経営理念として定め、多様なニーズに応えられる高品質の製品を開発・提供して、社会に貢献することを使命として事業活動を行います。また、法令や社会規範を遵守する透明でわかりやすい経営によって収益力をあげ、安定した利益を継続的に確保し企業価値を高めてまいります。

#### 〈企業行動基準〉

当社は、利潤を追求すると同時に、社会にとって有用な存在でなければならない。そのために、以下の8つの企業行動基準を設定し、これに則り企業の発展を通じ社会に貢献するものとする。

1. 法令・定款・および社内規定を遵守する。
2. 安全と防災をすべてに優先させる。
3. 環境の保全と調和を図る。
4. 働きやすい職場環境を実現する。
5. 優れて安定した製品を顧客に提供し、顧客の満足と信頼を獲得する。
6. 「良き企業市民」として、地域社会発展への寄与と社会貢献活動を行う。
7. 社会が必要とする存在であるよう、常に創意工夫を行う。
8. 反社会的勢力を排除する。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

#### 【補充原則1-2-4 議決権の行使のための環境作り、招集通知の英訳】

当社は、今後の株主構成の動向を勘案し、議決権電子行使プラットフォームを含む、議決権電子行使環境の整備を行ってまいります。また、招集通知の英訳については、現在、海外投資家の株式保有比率は低く、今後20%を超えてくるようであれば、進めてまいりたいと考えております。

#### 【補充原則3-1-2 英語での情報開示・提供】

当社の海外投資家の株式保有比率は低く、現時点での英語開示は考えていません。今後、海外投資家比率が20%を超えれば、英語での情報開示に取り組んでまいります。

#### 【補充原則3-1】情報開示の充実

(5)当社は、社外役員の選任の際の理由については、招集通知株主総会参考書類に記載していますが、社内役員の選任の際の理由については、説明していないことから、今後、全ての役員の選任理由について説明することを検討してまいります。

#### 【補充原則4-1-2 中期経営計画の実現への努力と未達時の対応】

当社は、現在、当該年度・次年度以降の経営方針については、東京証券取引所の適時開示情報(決算短信)の中で報告していますが、中期経営計画としては公表していませんので、モニタリング体制を含め検討してまいります。

#### 【補充原則4-1-3 後継者育成計画の監督】

当社は、長年に亘り、その他の関係会社より最高経営責任者等を受け入れており、後継者の問題については、計画的な育成を図っていくことが必要であると考えております。

#### 【原則4-8 独立社外取締役の活用(2名以上)】

当社は、社外取締役2名、社外監査役3名を選任しています。社外監査役の内1名は金融商品取引所が定める独立性基準を満たした独立役員であります。現時点では、独立社外取締役を選任しておらずコードの主旨を満たしていませんが、将来的には独立役員の増員と監査等委員会設置会社への移行も含めて検討してまいります。

#### 【補充原則4-8-1 独立社外者の情報交換・認識共有】

当社は、現在、独立社外者は社外監査役の1名ですが、常勤監査役を含む監査役会を年間6回開催し、情報交換を行い、客観的かつ中立的な経営監視機能は有効に機能していると考えています。しかし、現在社外監査役のうち2名は、その他の関係会社から受け入れており、独立性は十分でないと考えております。独立役員の増員と監査等委員会設置会社への移行も含めて検討してまいります。

#### 【原則4-9 独立性基準等の策定・開示】

当社は、会社法及び東京証券取引所が定める基準をもとに、取締役会で審議検討することにより独立役員の候補者を選定しています。今後は当社独自の独立性判断基準を策定することを検討してまいります。

#### 【補充原則4-11-1 取締役会全体の知識・経験・能力のバランス等に関する方針策定・開示】

当社は、取締役会全体の知識・経験・能力のバランス等についての方針は策定していませんが、次の点を重視して、取締役を選任しています。

1. 企業における豊富な実務経験を有していること。
2. 法務・財務・経理に関する知見を有していること。
3. その他、経営全般に亘って必要な知見を有していること。

#### 【補充原則4-11-3 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社は、取締役会の実効性についての分析・評価については、現時点では行っていません。今後、監査等委員会の設置検討や複数の独立社外役員を選任していくことにより、ガバナンスの強化を図り、取締役会全体の実効性の分析・評価を検討してまいります。

#### 【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針の開示】

当社は、株主・投資家との建設的な対話を促進するための基準や方針は策定していません。しかし、IR担当部署である総務経理部と担当役員は、機関投資家からのインタビュー及び面談等は常時受け付けています。また、現状開催している証券取引所での決算説明会や通信機器等で提言された内容については、担当役員より取締役会にフィードバックする体制を構築しています。

## 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

#### 【原則1-4 政策保有株式】

##### 1. 政策保有株式に関する方針

当社は、重要な取引先との関係を長期的かつ安定的に維持発展させ、当社の競争力・収益力の向上を図ることを目的として、いわゆる政策保有株式を保有しています。また、これらの株式については、適時、経済性・合理性及び将来性などを考慮し、総合的に判断して取締役会にて確認することとしています。

##### 2. 議決権行使の基準

政策保有株式の議決権の行使にあたっては、個別の議案内容を精査し健全な経営や企業価値の向上に資するものか否かの観点から適切に行使しています。

#### 【原則1-7 関連当事者の取引】

当社が役員との取引を行う場合には、会社法に基づき、取締役会にて事前の承認を行います。なお、現在は当社と役員との間に取引はありません。主要株主等との取引を行う場合には、取引条件が一般の取引と同様であることが明白な場合を除き、当社及び株主共同の利益等を害することが無いよう、取締役会にて事前の承認を行います。関連当事者との取引は株主総会招集通知の添付資料の個別注記資料、有価証券報告書などにより開示しています。

#### 【原則3-1 情報開示の充実】

(1)(2)当社は、本報告書の「基本的考え方」に記載の、企業理念・企業行動基準・経営方針・コーポレート・ガバナンスに関する基本的考え方につきましては、当社ウェブサイトに掲載しています。 <http://www.amatei.co.jp/>  
また、経営計画につきましては、東京証券取引所の適時開示情報の決算短信の中で報告しています。

(3)取締役及び監査役の報酬等については、有価証券報告書のコーポレート・ガバナンスの状況に記載のとおり、平成19年6月28日の定株主総会において決議しました。取締役については年総額120,000千円以内、監査役については年総額30,000千円以内を適用しています。その算定方法の決定に関する方針は、「役員報酬表」において、取締役と監査役に区分して、株主総会において定められた限度内の金額で各役員に配分しています。

(4)当社は、経営陣幹部選任、取締役候補指名につきましては、的確かつ迅速な意思決定、適切なリスク管理、業務執行の監視及び会社の各機能と各本部組織をカバーできるバランス等、総合的な観点から検討しています。  
また、監査役候補指名につきましては、法務・財務・会計に関する知見、当社事業分野に関する知識及び企業経営に関する多様な視点のバランス等、総合的な観点から検討しています。

#### 【補充原則4-1-1 取締役会と取締役の権限(委任)の策定・開示】

当社は、「取締役会規定」を定め、経営理念、企業行動基準に基づき、法令に準拠して取締役会で審議する内容を定めています。また、それに基づき「役員分掌規定」「役員職務規定」を定め、取締役が執行できる範囲・権限を明確に定めています。

#### 【補充原則4-11-2 社外役員の兼務状況の開示】

当社では、社内取締役・監査役の他の上場会社役員の兼務はありません。社外取締役・監査役の他社での兼務状況は、株主総会招集通知及び有価証券報告書を通じて、毎年開示しています。

#### 【補充原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニング方針の開示】

当社は、社外取締役・社外監査役を受け入れるにあたっては、工場見学をはじめ、当社グループの事業、財務経理、組織等の基本的な情報を提供し、定例の取締役会・監査役会では経営判断に必要な情報を適宜提供をしています。取締役・監査役はその能力、経験及び知識が職務を遂行するのに相当かどうかを判断した上で指名し、株主総会の承認を得たものであります。また、当社が加盟する団体等が主催する外部セミナーやその他の関係会社等が主催する監査役セミナーに積極的に参加し、時勢に応じた知識の習得に努めています。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

## 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社	3,632,000	29.48
株式会社神戸製鋼所	2,925,000	23.74
山田 実	344,100	2.79
日本証券金融株式会社	284,300	2.30
株式会社SBI証券	262,200	2.12
樽谷包装産業株式会社	200,000	1.62
松田 治	140,000	1.13
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	135,000	1.09
山上 完平	113,500	0.92
楽天証券株式会社	103,000	0.83

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	金属製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

#### 会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
須和俊敦	他の会社の出身者													
西村 悟	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

#### 会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
須和俊敦		当社株式の29.48%を所有する筆頭株主である伊藤忠丸紅鉄鋼(株)の執行役員を兼務している。	企業における豊富な実務経験と鉄鋼分野における幅広い見識を有しており、鉄鋼販売の観点からの経営指導を受けるため
西村 悟		当社株式の23.74%を所有する大株主である(株)神戸製鋼所の常務執行役員を兼務している。	企業における豊富な実務経験と鉄鋼メーカーで培われた幅広い見識を有しており、原材料の海外市場動向に関する助言等の経営指導を受けるため

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

## 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人と特定監査役は、相互連携をとるため、監査計画及び監査状況等の報告を受けるなど、適時に必要な情報交換、意見交換を行っています。監査役と監査室は、互いに緊密に連絡・情報交換を行い、監査室は監査役の補助的立場から会計監査、業務監査を行っています。内部統制部門として監査室がその職務に当たっており、内部監査規程に基づき、諸規定、ルールの遵守及び適正な運用と管理状況を監査し、健全性を確保しています。また、適宜、監査役及び会計監査人とも意見交換を行い、内部統制システムの整備・運用に関するアドバイスも受けています。また、会計監査人による決算・財務報告に係る内部統制監査への対応は、監査室長が中心となって行っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	1名

### 会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山本英樹	他の会社の出身者													
石谷 誠	他の会社の出身者													
塩野隆史	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

### 会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山本英樹		当社株式の29.48%を所有する筆頭株主である伊藤忠丸紅鉄鋼(株)の執行役員を兼務している。	企業における豊富な実務経験と鉄鋼分野における幅広い知見を有しており、経営全般の監視に生かし、有効な助言を受けるため
石谷 誠		当社株式の29.48%を所有する筆頭株主である伊藤忠丸紅鉄鋼(株)の役職者を兼務している。	企業における豊富な実務経験と他社での経営管理部門での経験から、法務・経理・財務に関する相当程度の知見を監査業務に反映し、有効な助言を受けるため
塩野隆史	○	—	弁護士として企業法令及び税務に精通しており、法務・経理・財務・労務に関する相当程度の知見を有し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、客観的な立場か



## 【独立役員関係】

独立役員の数

1名

その他独立役員に関する事項

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に準拠して選任しています。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

平成14年6月27日の定時株主総会において特別決議されたものであり、締結時に在任する当社の取締役及び同日在籍従業員に対して特に有利な条件でもって発行するものであります。付与対象者は、取締役4名、従業員142名。目的となる株式の数は555,000株。行使期間は平成16年7月1日から平成19年6月30日までの期間であり、既に行使期間は満了しています。よって、現在は実施していません。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

当該平成14年6月27日の定時株主総会において決議されたストックオプション制度は、平成19年6月30日をもって行使期間は満了となりましたが将来的には、ストックオプションを再導入する可能性があります。

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役6名40,910千円(社外取締役2名は無報酬)、監査役12,937千円(社外監査役3名のうち2名は無報酬。)これ以外に使用人兼務取締役3名に対して使用人給与(賞与含む)として20,301千円を支給しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬等については、有価証券報告書のコーポレート・ガバナンスの状況に記載のとおり、平成19年6月28日の定時株主総会において決議しました。取締役については年総額120,000千円以内、監査役については年総額30,000千円以内を適用しています。その算定方法の決定に関する方針は、「役員報酬表」において、取締役と監査役に区分して、株主総会において定められた限度内の金額で各役員に配分しています。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

サポートするセクションとして、社外取締役については経営管理本部が、社外監査役については監査室が業務補助することになっています。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、取締役会・監査役会を基本機構とし、取締役会は迅速かつ的確な経営判断を行い、経営課題や重要事項を決定するため、原則として年6回開催しています。取締役会には監査役が常時出席し、取締役の業務執行状況を監督しています。その他、取締役社長は、常勤取締役をメンバーとする役員連絡会を毎週1回、また常勤取締役及び課長以上の管理職をメンバーとする幹部会を開催し、業務執行の円滑化及びリスク管理強化を行っています。連絡会及び幹部会には常勤監査役も出席しています。

当社の監査役監査の体制は、社外監査役3名を含む4名の体制で監査役会を構成し、取締役の業務及び執行状況に関して、経営監視を行っています。

常勤監査役は常時社内の業務執行の状況を監査しています。さらに、業務管理体制強化のため監査室を設置し、監査室長が監査役の補佐並びに業務監査を実施しています。また、会計監査人と相互に連携をとるため、監査計画及び監査状況等の報告を受けるなど、適時に必要な情報交換、意見交換を行っています。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役制度を採用しており、監査役4名のうち3名が社外監査役であり、取締役会に対する監査機能の客観性・中立性を確保し、取締役会から独立した監査室と監査役会との連携を確保することにより監査機能の強化を図っています。また、監査役会は会計監査人との連携を十分に図っています。

### Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定より早めて発送するようにしており、今後も引き続き早期発送に努めてまいります。
その他	株主総会の円滑な運営を行うことを目的とし、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めています。

#### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けの定期的説明会は開催していませんが、第2四半期と決算期末時点の年2回、決算短信による決算の概要と業績見込み等について証券取引所において発表しています。	なし
IR資料のホームページ掲載	ホームページにおいて、会社案内、求人情報、投資家向けの情報(決算情報等)、株主総会招集ご通知、有価証券報告書の掲載を行っています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	特にIR室、広報室といったIR担当部署の設置はしていませんが、経営管理本部の担当役員及び担当部長がIRの窓口責任者を務めています。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	KES(京のアジェンダ21 フォーラム)の環境マネジメントシステムステップ2の認証を取得し、当社独自の環境宣言を定め、省エネ、産業廃棄物削減等に努めており、メチクロ回収装置を設置するなどVOCの削減にも積極的に取り組んでいます。



## Ⅳ内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条に基づき、業務の適正性を確保するための体制の整備を行うための基本方針を定めています。

#### (1) 取締役会の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

##### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- 1) 当社及び子会社は、取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果すため「企業行動基準」を定め、全取締役及び従業員に周知徹底する。
- 2) 体制を機能させるため、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、管理部門担当の取締役をコンプライアンス・リスク管理担当取締役として選任し、年1回以上コンプライアンス・リスク管理委員会を開催する。各担当取締役は各業務のコンプライアンス・リスクを分析し、対策を具現化する。
- 3) 監査室は内部監査規程に基づき内部統制監査を実施し、コンプライアンスの徹底を図るとともに、財務報告に係る内部統制を整備、運用し、それを評価する体制を構築する。

##### 2. 取締役の職務の遂行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 当社及び子会社は「文書管理規程」に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。
- 2) 取締役及び監査役は、必要に応じて当該文書を閲覧できるものとする。

##### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 当社及び子会社は、リスク管理に係る基本的事項を定めたリスク管理規程を制定し、組織横断的リスク状況の監視並びに全社的対応を図る。
- 2) コンプライアンス・リスク管理委員会において、リスク領域毎のリスクを洗い出し、予防的な対策を具体化するなど総合的な管理体制をとる。

##### 4. 取締役の職務の遂行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 当社は、取締役が営業本部、生産本部、経営管理本部の責任者として業務遂行しており、経営方針の周知徹底と同時に事業計画の遂行を効率的に行える体制をとっている。また、定例の取締役会を年6回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督を行うほか、原則、毎週1回常勤役員による役員連絡会議を開催し、経営課題の解決を迅速に図っている。

##### 5. 当社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) 当社は、子会社のコンプライアンス体制やその他の業務の適正を確保するための内部統制システムを整備し、財務報告の信頼性を確保するために、指導及び支援を行う。
- 2) 子会社の事業運営については、子会社の独立性を確保しつつ、当社の取締役(平成27年3月31日現在、子会社の取締役を3名が兼務)は、子会社の開催する取締役会に出席し、決算の把握、重要事項の審議等を行い、子会社の業務執行を監督する。
- 3) グループ監査の一貫として、会計監査人による監査を実施されています。
- 4) 当社の監査役は、子会社の決算期末並びに第2四半期末の決算監査を実施する。
- 5) 当社及び子会社との間で不適切な取引又は会計処理がなされぬよう子会社との情報交換を行う。

##### 6. 監査役を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

- 1) 監査役を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、主に監査室所属の従業員(以下、監査室員とする)が対応する。
- 2) 監査役より監査業務に必要な命令を受けた監査室員は、その命令に関して取締役等の指揮命令を受けない。
- 3) 取締役は、監査役より監査業務に必要な命令を受けた監査室員が監査役の命令事項を実施するための必要な環境の整備を行う。

##### 7. 監査役会の職務を補助すべき使用人の取締役会からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 1) 当社は、監査室に監査役会を補助する監査室員を置き、当該従業員の人事等については、人事担当取締役と監査役会とで意見交換を行う。
- 2) 監査室員の任命・異動については、監査役会の同意を得て実施し、監査室員は、職務の兼務を妨げられないが、監査役会は、兼任職務内容の変更を請求することができる。

##### 8. 当社及び子会社の取締役及び使用人が当社監査役に報告するための体制及び報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- 1) 取締役及び従業員、並びに子会社の取締役、監査役及び従業員またはこれらの者から報告を受けた者は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、遅滞なく監査役に報告を行う。
- 2) 取締役及び従業員、並びに子会社の取締役、監査役及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者は、監査役に対して、法令・定款に違反する事実、当社及び子会社等の会社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見した場合には、当該事実に関する事項を地帯なく監査役に報告を行う。
- 3) 当社は、監査役への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役及び従業員に周知徹底する。

##### 9. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 監査役は、会計監査人、監査室、子会社の監査役、また、必要に応じて顧問弁護士と情報交換に努めるとともに、連携して当社及び子会社の監査の実効性を確保するものとする。
- 2) 監査役会は、代表取締役との定期的な意見交換会を開催するとともに、必要に応じて、会計監査人、取締役、監査室等の従業員その他の者に対して報告を求めることができる。
- 3) 当社は、監査役がその職務を執行する上で必要な費用を請求したときは、当該費用が職務の執行に必要な費用であると認められる場合を除き、速やかに当該費用を処理する。

#### (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、当事業年度(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)のうち「会社法の一部を改正する法律」(平成26年度法律第90号)及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年法務省令第6号)の施行後、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

#### 1. 取締役の職務の執行について

当社は、取締役会・監査役会を基本機構とし、取締役会は迅速かつ的確な経営判断を行い、経営課題や重要事項を決定するため原則として年6回開催しています。取締役会には監査役が常時出席し、取締役の業務執行状況を監督しています。

また、代表取締役社長は常勤取締役をメンバーとする連絡会を毎週1回開催しています。その他、代表取締役社長は、常勤取締役及び課長以上の管理職をメンバーとする幹部会を開催し、業務執行の円滑化及びリスク管理強化を行っています。連絡会及び幹部会には常勤監査役も出席しています。

#### 2. リスク管理体制について

当社は、取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため「企業行動基準」を定め、全取締役及び従業員に周知徹底させています。また、組織横断的なリスク状況の掌握・監視並びにその対応は経営管理部門が行い、各部門所管業務に付随するリスクの管理はその担当部門が行うこととなっています。この体制を機能させるため、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を年2回開催し、各部門の担当取締役はリスクの洗い出しを行い、予防的な対策を具体化する等の総合的管理体制を取っています。

#### 3. 内部監査の実施について

当社は、代表取締役社長直轄の監査室(室長1名、室員2名)を設置し、監査役並びに会計監査人との連携を取りながら、当社において内部統制が有効に機能しているかを監視しています。定期又は臨時の監査を実施し、各種法令の遵守、リスク回避体制の確認、指導を重点項目として監査を行っています。

#### 4. 監査役の職務の執行について

当社は監査役会を設置しています。公平な監査が行われるように、当社の監査役会は、常勤監査役1名と社外監査役3名で構成され、取締役会の影響を受けない独立した経営監査を実施しています。常勤監査役は常時社内の業務執行の状況を監査しています。監査役は、取締役会及び重要な会議に出席する他、業務、財産の状況の調査等を通じ、取締役の職務遂行について監査を行っています。また会計監査人と相互に連携を取り、監査計画及び監査状況等の報告を受ける等、適宜に必要な情報交換、意見交換を行っています。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、企業の行動規範を「企業行動基準」として定め、社員一人ひとりが法令・企業倫理に沿って行動しています。また、社会的秩序や企業の健全な活動に悪影響を与えるあらゆる個人・団体いわゆる反社会的勢力とは一切関わらない方針を掲げ、次の項目について周知徹底を図っています。

- ・経営に携わる者は反社会的勢力を恐れることなく、率先して襟を正した行動をとること
- ・民事介入暴力に対しては、「金を出さない」「利用しない」を基本として、社員一人一人を孤立させず組織的に対応し、最大限、警察や法律家等の支援を得ていくこと

また、反社会的勢力排除に向けた体制は次のとおりであります。

- ・不当請求などが発生した場合の対応の部署を総務経理部とする。  
警察を含む外部専門機関と連携し、反社会的勢力に関する情報を収集するとともに、この情報を社内への注意喚起等に活用する。
- ・反社会勢力に関する情報は総務経理部に集約し、関連情報を含め集積する。
- ・兵庫県公安委員会から任命された不当要求防止責任者を選任しています。

## 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

## 該当項目に関する補足説明

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。しかしながら、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損する濫用的買収者が出現した場合の対応として、いわゆる買収防衛策の導入の是非・必要性等も含めて、今後も検討を行ってまいります。

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

## 適時開示体制の概要

## 1. 適時開示に係る基本姿勢

当社及び当社グループの会社情報の適時開示の基本的な考え方は、当社及び当社グループに関する重要な経営関連情報、財務情報を株主・投資家及び全てのステークホルダーに対し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、会社法、金融商品取引法及び上場取引所の諸規則を遵守し、誠実に公正かつ迅速に適時開示を行い、当社及び当社グループに対する理解を高め、適正な評価を受けることを基本方針としています。

## 2. 適時開示に係る社内体制

当社及び当社グループにおいての決定事実、発生事実及び決算情報に関する情報取扱責任者に、取締役経営管理本部長を任命し、会社情報を開示する際には、内容により次のような体制をとっています。

## (1) 決定事実に関する情報

重要な決定事実については、原則として毎週開催の役員連絡会議において審議を行った上で、年6回開催の定例取締役会、また迅速を要する場合には臨時取締役会において決定を行っております。決定された重要事実については、適時開示規則に従い、開示の有無について、情報取扱責任者を中心に関連部署の関与の上検討し、開示が必要とする場合には迅速に行うこととしています。

## (2) 発生事実に関する情報

重要な発生事実については、当該事実が発生した部署から当該部署を管轄する取締役に対して速やかに報告がなされ、その後、情報取扱責任者を中心に関連部署に関与させ、当該情報の内容についての検討を行い、適時開示規則に従い、当該情報の開示の有無について検討し、開示が必要とする場合には迅速に行うこととしています。

## (3) 決算に関する情報

決算に関する情報については、総務経理部経理課において作成した決算数値を、情報取扱責任者の監修のもと、取締役会において承認し、当日決算情報を開示しています。

## (4) 子会社に関する情報

当社の子会社において決定・発生する重要事実については、子会社の代表取締役より情報取扱責任者に情報が集約され、情報取扱責任者を中心に関連部署に関与させ、当該情報の内容についての検討を行い、適時開示規則に従い、当該情報の開示の有無について検討し、開示が必要とする場合には迅速に行うこととしています。

